

総務委員会会議録

日時 平成26年 3月 6日(木) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後 4時16分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修
副委員長 早川 浩
委員 白井 成夫 棚本 邦由 杉山 肇 遠藤 浩
清水 武則 仁ノ平 尚子 木村 富貴子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 鷹野 勝己 企画県民部長 岩波 輝明
リニア交通局長 小野 浩
知事政策局理事 市川 満 知事政策局次長 深澤 肇
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 茂手木 正人
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 古屋 金正 政策参事 弦間 正仁
秘書課長 若林 一紀 富士山保全推進課長 泉 智徳
企画県民部理事 小松 万知代 企画県民部次長 伏見 健
企画県民部次長 相原 繁博 企画課長 一瀬 文昭
北富士演習場対策課長 関岡 真 情報政策課長 清水 正
統計調査課長 浅沼 潔 県民生活・男女参画課長 小林 幸子
消費生活安全課長 古屋 久 生涯学習文化課長 斉藤 進
国民文化祭課長 樋川 昇
リニア交通局次長 佐藤 佳臣 リニア推進課長 岡 雄二
交通政策課長 広瀬 久文

総務部長 前 健一 会計管理者 小林 明
人事委員会委員長 石川 善一 代表監査委員 芦沢 幸彦
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
総務部防災危機管理監 佐野 芳彦 総務部理事 吉田 泉
総務部次長 望月 洋一 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸
職員厚生課長 渡邊 一男 財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則
管財課長 中澤 宏樹 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛
防災危機管理課長 前沢 喜直 消防保安室長 山下 宏
出納局次長(会計課長事務取扱) 石原 光広 管理課長 佐野 光一
工事検査課長 矢崎 政人
人事委員会事務局長 藤江 昭 人事委員会事務局次長 小林 善太
監査委員事務局長 八巻 哲也 監査委員事務局次長 鈴木 明彦
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 大森 茂男

議題 (付託案件)

- 第 6 号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第 7 号 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例等中改正の件
- 第 2 4 号 山梨県留置施設視察委員会条例中改正の件
- 第 2 5 号 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例及び山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例中改正の件
- 第 2 6 号 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例中改正の件
- 第 2 7 号 山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例中改正の件
- 第 3 5 号 山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第 5 4 号 包括外部監査契約締結の件
- 第 6 1 号 特定事業に係る変更契約締結の件
- 第 6 2 号 公立大学法人山梨県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件

- 請願第 23- 3 号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の 1
- 請願第 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の 1 及び 2
- 請願第 23-14 号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第 23-15 号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて
- 請願第 23-16 号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて
- 請願第 24- 7 号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第 25- 3 号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第 25-10 号 地方財政の充実・強化を図ることについて
- 請願第 25-13 号 特定秘密保護法案の廃止を求める意見書を採択について
- 請願第 26- 4 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択について
- 請願第 26- 5 号 特定秘密保護法を撤廃する意見書提出を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第 3 8 号 平成 2 6 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第 3 条地方債、第 4 条一時借入金並びに第 5 条歳出予算の流用
- 第 4 4 号 平成 2 6 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第 4 5 号 平成 2 6 年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第 4 6 号 平成 2 6 年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第 5 0 号 平成 2 6 年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時1分から午前11時7分まで、知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午後1時3分から午後4時16分まで、途中、午後2時45分から午後3時2分まで休憩をはさみ、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

所管事項

質疑

(山梨県消費者教育推進計画について)

遠藤委員 2月8日以来、県内は雪で大騒動となったんですけれども、そういう中でも雪かき詐欺なんかが出るということで、注意喚起を促すような報道があったかと思えます。消費者被害についてお伺いをいたします。国民生活センターの統計によりますと、昨年度全国で消費者被害に関する相談件数が16万件ということで、全国的な問題であるというふうに思います。そういう中、昨日の審議の中で「かいじ号」の発行によって消費者被害を啓発するようなことをしていくということでありましたけれども、県の方針として山梨消費者教育推進計画というのを策定するというふうに聞いております。高齢者が被害に遭いやすいということで、被害状況も金銭あるいは健康食品というふうに非常に多岐にわたること、それから、それに対する消費者教育、これを推進していくということだというふうに聞いておりますけれども、この消費者教育の推進の計画について内容をお伺いをしたいと思います。

古屋消費生活安全課長

消費者を取り巻く社会経済状況は複雑化し、消費者被害も多様化・深刻化している状況です。昨年度の県民生活センターへの相談件数も年間4,000件を超えておりまして、この数年高どまりの状況にあります。また、委員御指摘のとおり特に高齢者からの相談件数や割合が増加傾向にあるという状況でございます。この中で国では消費者の自立のための啓発を総合的に進めるため消費者教育推進法という法律を施行いたしまして、都道府県におきましてもこの消費者教育を進める計画策定を規定をしております。このため県におきましても消費者団体、経済団体、また学識経験者から構成をする消費者教育推進地域協議会を昨年10月に設置をいたしまして、山梨消費者教育推進計画の策定を進めてきたところでございます。現在パブリックコメント中でございます。この計画は法定計画といたしまして来年度から平成29年度までの4年間にわたりまして、地域や家庭や、また学校、職域などで、そして、また幼児期から高齢期まで消費者教育を総合的に推進していく計画でございます。

その中で2つの重点施策を掲げているところでございます。1つは、委員御指摘のとおり消費者被害に遭うリスクが高い高齢者等に対して消費者教育を充実させていくということで、具体的には高齢者を支える福祉関係者などに対しまして啓発講座等を開催し、情報を提供して地域において高齢者を見守るネットワークを構築をしていきたいというふうに考えております。また、もう一つは学習指導要領によりまして、学校におきましても社会科ですとか家庭科の中で消費者教

育の実施がされているところなのでございますけれども、この児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて教育内容を充実させていきたいと考えています。具体的には教員を対象といたしました研修会などにおきまして、県民生活センターが具体的な情報を提供してやっていきたいということで、もう一つの重点施策は小学校・中学校・高等学校期において消費者教育の推進を図っていきたいというところでございます。以上、2つの高齢者への啓発、また児童生徒への教育、ここに軸足を置きまして施策を推進していくこととし、そのための消費者教育推進計画を現在策定をしております、来年度から実施していきたいというふうに考えております。

遠藤委員

今2つの方向性といいますか、県民生活センターが受け入れというか、クッションになって福祉関係によってそれぞれの消費者に対応していくということと、それから、学習指導要領の中で子供たちにそういう教育をしていくんだという2つの方向性があるということで、1つは県民生活センターが窓口になる。もう1つは教育委員会の方が窓口になって伝えていくということになるということなんですか、その辺の仕組みを教えてくださいと思います。

古屋消費生活安全課長

県民生活センターでは10名の相談員が県民からの消費者相談に応じるとともに、啓発スタッフが地域や学校などにおきましても消費生活講座等啓発活動を行うなど、県民生活センターは重要な役割を担っているということでございます。この計画におきましては県民生活センターを消費者教育推進の拠点という形で位置づけておきまして、学校教育また社会教育などの面におきまして、教育委員会との連携をはじめ、地域のさまざまな機関・団体等との連携を図っていくための消費者教育の推進の拠点という役割を果たしていただく。また、特に高齢者等を見守るためには福祉関係者との連携が必要でございます。地域の消費者団体、事業者団体、また市町村との連携も非常に必要だということでございます。ということで、昨年10月に設置をした事業者団体・消費者団体等で構成します「消費者教育推進地域協議会」を通じまして、この連携と協働の仕組みを強化していきたいというふうに考えております。また、市町村におきましてもこの消費者教育推進法に基づきまして計画の策定が規定されているところでございます。今後、各地域できめ細かい対応が進むよう、市町村における計画策定の方も支援をしていきたいというふうに考えております。

遠藤委員

市町村の方もお聞きしようと思ったんですが、お答えいただきましてありがとうございます。この計画平成29年度までですけれども、先ほども触れましたように雪かきに対することですか、あるいは最近では東京オリンピック絡みでそれを利用した詐欺なんかが出てきているということのようですが、そういうふうに時代対応が非常に手際がよくて、また非常に巧妙化しているということで、毎年いろんな事例が出てくると思いますが、そういうことに対応していくようにPDCAをサイクル回して、今後推進をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

古屋消費生活安全課長

委員御指摘のとおり社会経済状況の中でさまざまな事案が発生をしております。例えばこの1年の間の中では健康食品の送りつけの相談も非常に多くて、特に高齢者の相談割合の中でも非常に高いという状況でございます。また、金融商品におきましても例えば東京オリンピックとか、また、太陽光とか社会経済状況の中

でいろいろ巧妙な手口等も出ているところです。ということで、最新のできるだけ新しい情報をさまざまな人たちにお届けができますように、情報誌の発行をはじめ、またテレビスポットも放送枠を持っております。いろいろなところで最新の情報等を広く皆さん方にお伝えをして、この被害防止に努めていきたいというふうに考えております。

(富士北麓地域づくり協議会について)

早川副委員長

昨年のこの時期に使用協定を皆さんの御尽力で締結してスタートしたんですけれども、その際に1つ大きいテーマとして富士保全法がテーマに上がりまして、その中でそれを目指していく上で国も県も地元も入った中で、地域協議会をつくるということがあったと思うんですが、1年間たちましたが、その進捗状況についてまず伺います。

関岡北富士演習場対策課長

昨年12月に富士吉田市が事務局となりまして、富士北麓地域づくり協議会というものを立ち上げました。委員は県は企画県民部長が委員として参加をしまして、地元は各市村長、そして議会議長、そして学識経験者として3名ほどの大学の先生、それから、元総務省のOBの方が加わった協議会が立ち上がっております。そして、1月からはその下部組織としまして作業部会というものがあまして、これは、私、北富士演習場対策課長とか、あとは地元市村のそれぞれの企画課長、担当課長、担当部長がメンバーとなりました作業部会を立ち上げて作業に入っております。ただ、まだ設立したばかりですので、まずはその枠組みをつかってやるということから始まりましたので、内容に関しては26年度からスタートするというふうに考えております。

早川副委員長

スタートしたということなんですけど、もともと要望の中には新しい富士北麓と県との関係、国の関係ということで、その中でそれを目指す地域協議会というところがあると思うんですね。その中で国も積極的に防衛省も各省庁も人も知恵も出していくということがあると思うんですが、そこでぜひですね、これは地元の感覚からするとちょっと厳しいかもしれないですけど、どうしても県の立場が今までと同じようにサポートというふうに感じられるので、ぜひ国・地元・県が一体となってこの地域協議会を進めていただきたいと思うんですが、最後ですが、この点をぜひよろしくお願いします。

関岡北富士演習場対策課長

先ほど国の関与のことについてお尋ねになった件について、答弁漏れがありましたので答弁させていただきます。作業部会の方に作業部会メンバーではなくてオブザーバーという形で防衛省の本省の担当係長、それから、担当しております南関東防衛局の方から環境対策室長等がオブザーバーとしてこの協議会に関係しております。

そして、今、委員お尋ねの県が積極的に関与ということなんですけど、もともとこの対県要望自体は富士山の保全と、そこに暮らす住民の生活の安定と向上、そして演習場の安定使用との調和ということがまず目標に挙げられておるんですが、若干その内容が具体的ではありませんので、地元としての具体的な要望事項は何かということ、ことし1年、4月以降、地元で照会をしておるんですが、なかなか地元の皆さんは具体的にどういうことをされたいかというところがまだ明確ではなくて、県の方としても県の「チャレンジ山梨行動計画」上にあります富士北麓に関係する施策というのがあるわけなんですけど、それと、今、先ほど申しま

した今回の対県要望の中の3つの調和という部分の地元の皆さんの本当の御要望とのリンクがまだちょっとはっきりしておりません。そういうこともありますので、まずそこを掘り起こして、その上で県としてどういう対応ができるかということをやっていききたいというふうに考えております。

(ボランティア・NPOの推進について)

杉山委員

ボランティア・NPO推進ということで、県としてもそういうことを推進しようというような活動をされているんだと思うんですが、神戸の震災以来そういうボランティアだとかNPOが認められるようになってきて、東日本大震災、今回の雪害でもいろんなボランティアが来ていただいて、その成果といいますか、そういう評価もあるんですけども、例えば県の職員に対してこういったボランティアという、そういうことは何か具体的にされているんでしょうか。例えばボランティア休暇制度というのがあると思うんですけども、そういうボランティア休暇制度の取得率だとか、そういうことというのは県として把握とかされるんでしょうか。

小林県民生活・男女参画課長

例えば今回の災害に関して、災害ボランティアというのは社会福祉協議会の方で中心になって、今、調整といいますか、呼びかけを行っております、県内各10地域ぐらいですか、災害ボランティアの制度ができて、そこで主に雪かきのボランティアなんですけれども、今回活動していただきました。その関係で福祉保健総務課の方で全庁掲示板を通じまして、県の職員にも雪かきボランティアを呼びかけたという経緯がございます。今の御質問のボランティア休暇の関係は人事課で恐らく承知をしていると思います。こちらではちょっとその辺の数字は承知をしております。

(リニア新駅の交通システムについて)

遠藤委員

今回の大雪で立ち往生なんか結構あったんですけども、山梨県は公共交通が整備がされていないというふうなことが指摘をされていると思います。そういう中で、こういうバス路線に対応するいろんな事業があるわけなんですけれども、今後リニアの計画の中では新たな交通システムの計画もあるということで非常にこれも私は期待をしているんですが、今後どのようなステップを踏んで、実際、計画になっていくのかということをお伺いいたします。

岡リニア推進課長

御指摘の甲府駅とリニア新駅を結びますBRT、バス・ラビット・トランジットという、専用路線などを主に走るバス交通ということで検討を進めるということ、山梨県リニア活用基本構想の中でもうたっておりますので、当面はその方向で検討を進めてまいります。検討に当たりましては庁内の関係部局及び甲府市さんなどと、現在、事務レベルでさまざまな検討を行っているところでございます。

遠藤委員

まだ計画段階で実際に表に出てくるというのはまだまだ先と、具体的にはどのくらいになるんですか。

岡リニア推進課長

委員御指摘のとおり現段階ではまだ外部にお伝えできるような状況、検討状況にはまだ至っておりません。ただ、いずれにしましてもリニア開業がもう13年後に迫っておりますので、それには必ず間に合わせるように検討及び仕組みの構築、そして、それとなるハードの整備、こういったものはきちんと間に合わせ

ていくスケジュールを考えております。

遠藤委員 リニア開業時にはBRTは設置されているという認識でよろしいですね。

岡リニア推進課長 おっしゃるとおりでございます。

(県の組織について)

白井委員 基本的なことでも今ここにいらっしゃる皆さんは知事政策局とか企画県民部という方々が多いわけだけれども、私はここに来た都度思うんだけれども、この組織、何か今のこのままでいいのかな。知事政策局と言うセクションと企画県民部、何十年も県会議員させてもらっているんで、過去の経緯もある程度は承知はしているつもりなんですけど、この中には、例えば消費生活のセクションがあるとか、男女共同参画のセクションがあるとか、統計のセクション、あるいは秘書課もあれば両方またいでいるいろんな意味で、この今2つの部局になっているものは1つでもいいんじゃないかな。何か屋上屋というか、重複というか、これどっちなの、それはもちろん各課ごとになっているからどっちなのというのはおかしいけれど、これがこういうふうになって分かれた経過というのをよく熟知している人があったらちょっと教えてください。

古屋知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱)

知事政策局につきましては知事の直轄のもと、知事の課題と持っているいろんな政策的な課題について果敢に対応していくということで、企画県民部の方はですね、どちらかというと科学技術とかいろいろ個々具体的な地道に取り組んでいく企画的な部分について取り組んでいくと、大ざっぱに言えばこんなような形で区分けして考えております。

白井委員

私はこういうふうに分かれた経緯とか、そういうことを熟知していたら教えてくれと、こう言ったんだよ。今、君のその答弁正しいかい。こういう2つの部局になった経緯、私は私なりに長い間、県会議員しているんで全く知らないわけではないけれども、こういうふうになった経緯というのは熟知している人がいたらよく教えてくれと、こう言ったんだけど、今の答弁はそういうふうに部局が、かつては一緒だったと。今のリニアは別としてだよ、今ここには知事政と企画県民がおるんでしょう。そういう中で、今、次長の説明はシンクタンクと、何ていうのかな、ハード面というような認識で言ったのかもしれないけれども、知事政というのは組織的にも大変ちいちゃな組織ですよ。組織というのは本来簡明であるべきだし、わかりやすくあるべきだし、合理的であるべきだし、そういうことを考えると今の政情に合っていないんじゃないかと。この今の山梨県庁の知事政策局というのと企画県民部という2つものが、どっちがどうかも区別がつかないような組織のように私は思うんだけれども、それはあなた方はちゃんと組織の分掌というものを踏まえて組織が独立してそれぞれのセクションがあるんだから、そんなことないよと主張するだろうけれども、我々から見てちょっといかがかなと、こう思うんです。古屋次長はどういう立場で答弁したのか知らないけれども、あなたが組織の担当かい。

古屋知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱)

はい、そうです。

白井委員

組織の担当じゃそういうことを、感想として聞くけど、いかがかな。

古屋知事政策局次長（行政改革推進課長事務取扱）

先ほどの答弁が十分でなくて申しわけありませんでした。歴史的には平成10年のころか、もうちょっと前だと思いますけど、総合政策室、企画県民局の中に総合政策室という形で今の知事政策局の母体になるような組織が、やはり機動的に政策形成をしていくというような趣旨で設けられてきたのが初めてでございます。その後、平成16年に政策秘書室という形で知事直轄、総合政策室は企画部の中にあっただんですが、それを外出しして知事直轄ということで政策秘書室という形で置きまして、横内知事になりましてから平成20年に知事政策局という形で今の形になってきております。委員御指摘のとおりわかりにくいという御指摘はあろうかと思いますが、政策立案等を身軽に機動的にやっていくという意味で、今の知事の思い入れでこのような組織をつくったという経緯もございますので、組織担当の私といたしましては、今の時点でこのような形で推進していくのも1つのあり方というふうに思っております。

臼井委員

知事の思いでつくったのか、あなたたちの思いでつくったのか知らないけれども、今、古屋次長は知事の思いでつくったと。知事によく聞いてみたいと思うけどね、いわゆる部局長という県庁で言う職員トップのメンバーを配置して1つの組織として存在するほどの知事政策局が内容かなという、僕は素朴な疑問を持っております、はっきり言うけどね。企画という字は計画するとか、企てるとか、昔、例えば望月知事のころは企画調整局なんていう名前と呼んで、その局長とかいう人がナンバー2かなんかの立場で、あるいは、事務方のナンバー1かなんかの立場で県庁内の職員のいろんな調整をしてきたという時代がある。そういういろんなことに私はさっき言ったように30年以上県会議員をさせてもらっているんで、その経緯をそんなに知らないわけじゃないけれども、役所というのは、言葉悪いけど勘弁してください、組織を変えたりいじったりすることが役所だみたいなね、そういうものが何か根っこにありはしないかという気がします。そういうことをすること自体が役所の何か活力かなんかにしていくみたいな、そういう考えもあるのかなとかいろいろ実はいつも思うわけ。3階の辺をうろろろしてみると、ここはどういうふうなところかなと、そんな気がしてならないんですよ。そういう意味で年度がいよいよまた新しく変わってくるときだから、まさかにわかにかに3月に入って組織云々なんていうことはないが、私は当初の議会だからそういうことを根っこに置いてまた1年間しっかり考えていくと。いろんな矛盾もあるでしょう、仕事やっけて、またそういうことがないとしたらおかしい話であってね、そして、言ってみればやっぱり組織の簡素化とかスリムとかいうことを考えると、あんまり所帯のちいちゃい組織が独立しているというものもまたいかがかなという、組織論は僕はそんなプロじゃから知りませんが、そういうことも何となく感じる1人なんです。そんなことで正面に両部長がおって、両部長がそういうことで、日々仕事をしている中で矛盾なり、矛盾があるとは言えないわな、今の立場であれば。しかし何かもう少し組織をいろいろ改善していくということは皆さん方の得手の仕事だからね、よくやっていることだ、率直に言って。スクラップしたり、またビルトしたりみたいなことをよくやっているみたいだけれども、そういうことを、両部長、どちらでも結構だけれども、何か感想ありませんか。

鷹野知事政策局長 私には組織の関係で余り経緯を存じ上げてないんでお答えはしなかったわけなんですけど、臼井委員おっしゃるのは恐らく知事政策局の政策部門と企画県民部の中の企画課との位置づけがどうなんだというようなお話のような感じでお伺いしておりました。知事政策局自体は政策立案部門として独立したという経緯だと思います。

ます。ただ、その中で各部局の調整的な業務というのを取り組んできてまいりまして、例えば今年度富士山保全推進等も知事政策局の担当というふうなことで、実務的な仕事も入ってきているというところで、ほかの部局との違いがなかなか出てこないというところがあるかと思えます。ただ、それは現在の県政の中で非常に重要な部門について、臨時的にといっちは何ですけれども、知事政策局が持てということで持たせていただいているというところもございまして、最終的には企画県民部の企画課が、従前は計画を持っていた、それが総合計画も知事政策局の方へ来ておりますので、そういうところのすみ分けといいますか、というのをもう少しきれいにする必要はあるのかもしれませんが、ただ、知事政策局も部局間調整というところに力点を置いて業務が入ってきているというところも事実でございまして、そういうことも総合的に考えさせていただきたいというふうに思います。来年度見直すというところには行かないと思いますが、今後の検討課題とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

岩波企画県民部長 今、鷹野局長からお話がありましたように、従前から大きく変わっているというのはやはり長期計画を所管しているということが知事政策局、それ以前は企画県民部企画課で所管をして長期的な県政の方針というふうなことでやっておりましたが、それが、今、移管をしています。それから、これもお話に出ましたけれども、今年度で言うと富士山世界遺産の関係については、決定までは企画県民部で持っていて推進をしてきたわけなんです、その後イコモスとかユネスコ等からいただいた宿題について、速やかに全庁的な調整を図る中で形にしていかなければいけないというふうなことで、部局の所管がえをしたというふうなことで、それが要は知事政策局の位置づけ、要するに知事のお考えを速やかに形にしていくなための組織というふうなことになるかというふうに私は思っています。そうした中で、今、企画県民部がどういうことを、どういう考え方でしているかという、企画というふうな従来の企画調整局というふうなことに所管をしているのが企画課とか、情報政策とか、統計とかいった部門ですけれども、県政全体のいわゆるインフラ形成というか、統計をとったり、情報政策をしたり、あるいは企画は、今、科学技術の振興とか、中部横断道の関係の地域振興とかいったことを持っている。それから、県民のサイドは県民生活、消費とか、男女共同参画とかいったやはり事業的な、県政のインフラ的なこととはいえ事業的なものを持って、それを推進をして県政全体が底上げできるような形で事業を進めていくというふうな位置づけかなというふうに思っております。

臼井委員

別にそんなこだわっているわけじゃないんだけど、やっぱり組織というのはスリムでわかりやすく、あるいはまた合理性に富んでいてと、私は組織論なんていうのはよく知りませんが、そんなふうに思うんですね。そういう意味でいみじくも鷹野局長が知事政策局と企画課なんかのことに思いがあるんじゃないみたいなことを言っておられたけれども、事実そうです。ですから、今、岩波部長がおっしゃっているような例えば県民という、昔は県民室長なんていう人があって、県民室なんていうのもあったりしたんです。そこに今で言う男女共同参画、いろんな統計だ、いろんなものがあつたんでしょう。詳しくは記憶ありませんけれども、そういう意味で余りまた一部局が肥大化するののもいかなものかという感じなんです。

だから、言ってみれば知事政と企画県民の企画の方については、ある意味では知事政といろんな共通する部分が、仕事ではさっぱりとセパレートされていると思うんだけど、我々が客観的に見ると企画県民の中の企画という部門は知事政の方といろんな意味で重複というか、何かこういうふうに捉えれば1つでい

いのかなみみたいな気もするわけであって、そんな点でももちろんこういうことは半年、1年かけてよく研究・検討していくべき話でしょうから、そんな点をさらに検討していったほしいなと私は実は思うんです。ぜひですね、シンクタンクみたいなものだから大きくは組織としてあり得ないんだろけれども、余りちいちゃな組織が並列であるというのはいかがかなと私は思いますよ、率直に言ってね。他の部局と並列であんまりちいちゃな組織があるというのもいかがなものかなと思います。そんな点で十分考えてやってほしいなと、別に私の言っていることが金科玉条だなんて自分自身思っていないけれども、しっかり学んだり検討したりしてほしいなと、それはそれでいいです。

(国民文化祭後の取り組みについて)

次の質問に移ります。先日国民文化祭の担当部長からですか、国民文化祭の相乗効果が数字の上でこんなふうにあられたということをちょっと伺いましたけど、確かに通年というか、かつてはなかった長い期間やって大勢の国民の方々から山梨県にきていただいて学んだり、あるいは観光を楽しんだりということはありがたい。その経済効果をペーパー見ましたけれども、このちいちゃい山梨県にしては相乗効果というか、経済的効果は本当に上から何番目と、多分、大変いい効果を生んだというふうに見ましたがね、ともかく頑張っていた。私もその中の幾つかのジャンルに関係していたものですから、見にもいったし、またいろいろお手伝いもした経緯もあったんですけど、今こうやって終えてみて、ただ一過性でこれは終わってはほしくないなと思う。そういう意味でこれを将来につないでいくためのプランというか、考えというのはあるんですか。

樋川国民文化祭課長 ありがとうございます。実は国民文化祭のこういった成果があったかということで、今、成果の検証をしております。これは10月から始めまして10月、12月、1月、2月と国民文化祭を通年開催で開催しようといった委員さんたちが集まって、通年開催した国民文化祭の成果はどういったものがあったか、それを今まとめて3月19日に国民文化祭の総会がございまして、これが解散総会となるわけですが、ここで国民文化祭の公式記録集とあわせて成果の結果をまとめたもの、それから、その成果をどういうふうに継承していくか、委員御指摘のとおり、どういうふうな形で将来につなげていくか、さまざまな結果が出ております。例えば地域の再発見をして地域に伝わっている伝統芸能を発掘して、それを途絶えていたものをまた続けていこうという地域の方々の機運が生まれたとか、そういったものをまとめて各地域でどのようにつなげていこうというふうな報告書をまとめております。それをもとに、国民文化祭課は解散となりますが、生涯学習文化課のほうで、新たなビジョンづくりとか、つなげていくための会議を立ち上げまして、その中で将来的に検討してつなげていくもの、それから、すぐに県民文化祭の中で活用できるものという区分けをしながら、国民文化祭の成果を継承していくという予定にしております。

(芸術文化の推進について)

木村委員 いわゆる事業仕分けで学校を巡回しての演劇が廃止になったかと思いますが、「山梨芸術劇場の実施」ということで、鑑賞機会の少ない学校等において山梨県の芸術文化協会加入団体によるオーケストラ、演劇、邦楽等の公演を実施とあります。子供たちに芸術を見せることは非常に重要なことだと思うんですが、これが廃止になった事業のかわりとなる事業なんですか。

斉藤生涯学習文化課長

まず今年度のアドバイザー会議で巡回児童劇場という事業につきまして不要ではないのかということで廃止の、お三人様廃止という方向で結論をいただきまして、その事業をこのたび廃止をすることとなった件がございます。昭和40年代から続けていた事業でございますが、県のお金と市町村教育委員会の合わせたお金で、かつては山間僻地といういわゆる中心部ではない学校というところに劇団が入って行って、演劇活動を行うということが、昭和40年代からあったわけですが、アドバイザー会議の中では交通の不便性もなく、親御さんが文化ホールでやるものも連れてくるのが容易な時代になっているので、そういうものはもういいんじゃないのかと、いわゆる山間僻地と余り意識しなくてもいい時代になったのではないのかという御視点もいただいたところで、3人のアドバイザーの方々から「廃止」をいただいて廃止となったところでございます。

実は、委員御質問の山梨芸術劇場、これは大きく違いますのが本県の県内にいらっしゃる県芸術文化協会、ここに加盟をしていらっしゃるいわゆる地元先生方の皆さん、19部門の先生方いらっしゃいますけれども、その県芸術文化協会に対する補助金ということで99万円という金額でございますが、これは、芸術文化講習会ということで33万円、指導者派遣事業、ここで35万円、機関誌等をつくる作成補助ということで31万円、合計99万円を補助金として交付しておりますが、これとは別に山梨芸術劇場というところで、各芸術文化協会加盟の先生方にオーケストラですとか、演劇、邦楽等の公演を各小中学校あるいは支援学校に行っていたりやっていますものです。この事業がアドバイザーの皆さんからすると重複しているのではないのかということで、先ほど申し上げました巡回児童劇場が廃止ということで、こちらに整理をしようというふうな視点で廃止の経過となったところでございます。

木村委員

先ほど臼井委員からも話がございましたが、通年で行われました国民文化祭、子供たちも大変参加をしまして、うちの隣の子供も演劇に出演するとか言ってお母さんと一緒に出かけたようですけれども、そうやって小さい子供が参加をして盛り上がった文化祭だったものから、この次の3・4・5にあるように、これをどうやってつなげていくかということをお考えになりながら、この予算が盛ってあるのではないかなと、こんなふうに私は見ました。

それから、もう一つ、ここは関係ないかもしれませんが、美術館とか文学館とか、ここも全部青少年に無料開放をしていこうという、そういうものも県の姿勢としてこれから将来に向かっての子供たちが、やっぱり文化がない県、文化のないところに私は発展しないというものをいつも思っておりまして、話がそれで申しわけないんですけど、昭和町のお宅へなんか行くと碑が立っていて歌があるんですね。今になると困ると思うんですね、車入れるのに。けども、昔の人はそうやって本当に山梨の人たちは長い間かけて、そういうものを大切にしてきた県人だなというふうにいるんですけど、そういうことの中でやっぱり将来の子供に託す文化芸術というものを、しっかりと支えていくような山梨県であってほしいというふうに思っています。国民文化祭で盛り上がった機運をつなげるための事業に大変期待をするところですが、もし少し説明していただける部分があれば、具体的にこんなことをするんだということがあればお願いいたします。

斉藤生涯学習文化課長

樋川課長が先ほど申し上げましたように、年度内に国民文化祭の成果、今、検証作業をされているものが報告書として提出をされるということでございますの

で、それを受けまして明年度、年度が変わりましたところで正式に私どもがその成果の報告を受けまして、委員が大変心配していただいております部分につきましても、国民文化祭で非常に成果として数字的なものもございましたが、委員がおっしゃられるように大変県民全体に文化芸術に関する意識の醸成、それから、文化に対する関心が高まって非常に活動が活発になったということが、これは明確に私どもひしひしと感じておるところでございます。

その盛り上がった部分を冷や水をかけることなく、上手につないでいってさらなる活力へと結びついていけるようないろいろな方法を、まずはビジョンとがつくる以前につなげておかなければいけないものということを、明年度の事業予算の中には反映させていただいたつもりでございます。それ以外の議論をいただく部分につきましては、ビジョンをしっかりとつって、多くの皆さんの熱き思いをそのビジョンの中にもぜひとも取り入れて、将来的な山梨の文化振興のビジョンとなるようにつってまいりたいというふうに組み立てをいたしております。

主な質疑等 総務部関係

- 第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第3条地方債、第4条一時借入金並びに第5条歳出予算の流用

質疑

(防災対策費について)

早川副委員長 総の44ページ、一番下のマルの防災対策費、全体的にあると思うんですけど、この中で地震とか火山とかのほかには雪とか、今回の雪害とか台風も入ってくると思うんですけども、こういう一次的な災害だけじゃなくて今回露呈したのは、二次的に道路の分断とか、公共交通機関の麻痺とか、食糧も問題があると思うんですが、そういった部分の二次的な災害に対する対策というのは、この事業の中には見受けられないんですが、生かされているのかどうか、どういったふうに盛り込まれているのか、ちょっと抽象的な質問なんですけど、もしわかればお願いします。

前沢防災危機管理課長

この防災対策費でございますけれども、二次的な災害等についての経費は計上してございません。防災対策費につきましては、その1からその次のページの9まででございます。詳しく申し上げますと、ここに書いてございますように、防災会議から始まりまして、地震ほか、自助・共助というふうなことがございますので、地域の防災力を高めるということ等に重きを置いて予算措置をしているところでございます。

早川副委員長

次のページ、45ページの5、災害関連NPO・ボランティア等との連携について、災害時のボランティアと協働体制を確立するとあるんですが、今回の雪害時に社協としてボランティアをつなぐというところがあって、実際耳にも入っていると思うんですが、東京の県人会でボランティアがものすごく来たときに、個人的なボランティアは社協を通して来てもらったんですけど、法人として重機を持って行きたいんだけど、窓口がないというふうなことで混乱が非常にあったので、そういった反省といたして、法人との連携についてももっと改善が必要じゃないか。その意味も含めてこの協働体制を確立してと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

前沢防災危機管理課長

今回のボランティアの関係につきましては、ルールといいますか、県社会福祉協議会のところで統括的にやっていただいたところでございます。いずれにしても、その辺については検証した上で検討を進めてまいりたいと、こういうふうに考えています。

(防災行政無線管理費について)

早川副委員長 総の46ページ、これちょっと聞き漏らしちゃったかもしれないんですけど、防災行政無線の管理費があるんですが、防災行政無線の中に防災情報システムってありますね、それも含まれているわけですか。

前沢防災危機管理課長 含まれております。

早川副委員長 防災情報システムの中で市町村からの対策支援機能というものが入ってくると思うんですけど、その管理も含まれていると思うんですが、今回、雪害のときに市町村から実際に物資や援助要請があったと思うんですね。それをそのときにここに防災行政無線の一覧があるんですけど、対策支援機能を私が聞いている限りは、インターネットの打ち込みの作業があったんですが電話でしかできなかったと、十分機能しなかったということを聞いているんですが、昨日、土木のほうで土木の防災システムがうまく機能しなかったというのがあったんですけど、この今回の雪害に関してこの機能に関してはどうだったんでしょうか。

前沢防災危機管理課長

委員がお持ちの資料は恐らく5月に現地調査のときに提出をさせていただいた資料かと思えますけれども、御指摘のとおり、今回そのシステムは全く使われませんでした。まず電話が生きていたので、電話で専ら連絡をして支援をしたところであります。それにつきましてはシステムをもう一度見直しをする中で、実際にどういうふうに見えるのかというふうなことも検証して、これも改修なり何なりという形で検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

早川副委員長

本当にこれだけの、4億円余の予算がある中で、このシステムのソフトは調べてみると数千万円ぐらいかかって、この対策支援機能システムだってソフトは1,000万円以上かかっているんですね。このシステムが全く機能しなかったというのはやはりちょっともったいないので、実際、想定外の災害のときは本当に誰でもが使えるようなシンプルなシステムじゃなきゃいけないと思うんですよ。そういった部分でその反省も含めて、ぜひ改善のときはシンプル、なおかつこれは県庁側じゃなくて打ち込む市町村側の問題もあったと思うので、指導もこの防災行政無線の維持管理費を使う中で、ちょっともう一考していただきたいと思うので、最後に。

前沢防災危機管理課長

繰り返しになるかもしれませんが、今回のケースを踏まえてこの中で検討して、使いやすいような形で改修を進めていきたいと考えております。

(いじめ問題調査会運営費について)

杉山委員

まず総の36のマル新のところですけども、きょうですか、またいじめによる自殺というのがあったように思いますが、これは具体的に学校が実施した調査に対してそれが正しいかどうか検証するという調査会ということで、それは県が、県の教育委員会なりが設置する調査会ということか、その辺をちょっと詳しくお願いします。

前島私学文書課長

基本的にはいじめの問題が起きたときには、最初、設置者である市町村立の学校であれば市町村で、県立の学校であれば県教委、私立学校であればそれぞれの私立学校法人がありますので、それぞれが検証したり、その部分を被害者であったりに検証内容をお話ししていただく格好になります。ただ、そこでの検証が不十分というようなところになりますと、その際に教育委員会ではなくて知事部局の方でその調査会を設けようというのが、先ほど申し上げました議員立法でできた法律の趣旨でございます。私学文書課に載せてある部分につきましては、その重大事案、いわゆる自殺とかいう問題が起きたときにそれぞれの一義的にやっ

ていただく調査では不十分、というような事例が出た場合に、知事部局の方で調査会を設けて、第三者の方にその部分について調査等をしていただくというものでございます。議員立法ができた際のもとになっているのは大津のいじめの自殺事件がございましたけれども、あのときも最初のほうで設置者とかいう部分での調査が不十分じゃないかというようなお話が出て、最終的に市長のもとで、いわゆる行政側の方でコントロールした第三者委員会をつくっておりましたが、そこをイメージしての組織ということになっております。

杉山委員

大体わかるんですけども、例えば最初にその当事者が調査をした委員会が出した結果が十分じゃないのではないかという、その判断というのはどういう、その調査が適正かどうかを調査する調査会を設置するに当たっては、そういうガイドラインみたいなものがあるのでしょうか。何をもちて不十分だというその基準があるのでしょうか。

前島私学文書課長

これにつきましては、県教委ないし市町村の教育委員会になるかもしれませんが、いじめ問題の対策連絡協議会ないしは教育委員会の附属機関でありますいじめ問題対策委員会、そここのところで審議をした部分で加害者側の了解が得られないとか、そういった場合を想定しております、その場合に最終的にこの第三者機関をつくって、今度は知事部局の方で調査をするということになります。

杉山委員

今までの例を見ても、当事者といいますが、地元の教育委員会にそういう当事者が調査するということは、なかなか本当に全てが出るというのはなかなか出づらいいという感じもするんですね。そういう意味では、その調査が不十分かどうか、先ほどおっしゃった保護者からとかいう問題じゃなくて、必ず当事者が行った調査は後から検証するということは必要だと思うんですね。そういう意味ではこれが不十分だからということではなくて、必ず当事者が行った調査が正しかったかどうかということ、全ての事例において検証するということが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

前島私学文書課長

この調査会で扱うものにつきましてはいわゆる重大事案、いじめ等により児童等の生命・身体・財産に重大な被害を生じたと認められるときに、そういう重大事案に対するものというふうに国のほうでも設定しておりますので、そういった事案については調査することになるかと思えます。ただ、国の方でも詳細なガイドラインというのはまだ示されておられませんので、そこら辺を十分検討して対処したいと思っております。

杉山委員

わかりました。国がまだまだ細かいところまでということなんで、ぜひそういう方向で考えていただきたいというふうに思います。

(地域防災力強化戦略推進事業費について)

総の45の3番のマル新のところなんですが、今回の雪害でも自助・共助・公助ですか、その中で共助という部分が各地区、私のところの地元もそうだったんですけど、共助という役割というのがすごく見直されてその辺はすごい大きいなというふうに改めて再認識をしたんですけども、この自主防災組織、先ほど説明だと各市町村等で1カ所を選定してというようなことの説明だったように聞きましたですけども、この目的が題目にある地域防災力強化戦略、強化をするための戦略の1つでこういうことが事業としてあるんだろうと思うんですが、例えば各市町村1カ所ピックアップして図上訓練を行って、それがどういうふうにつな

がっていくのかというのを、もうちょっと具体的にわかるように説明をしてください。

前沢防災危機管理課長

この自主防災組織の防災力の向上というこの事業でございますけれども、県下に自主防災組織2,300を超えてございますので、各町村に理想的というか、リーディング的な訓練をしていただいて、その中で防災士等もいらっしゃいますので、そういった方に御参加をいただいて、それを地域の中で広げていくという事業でございます。

(私立高等学校等就学支援事業費について)

仁ノ平委員

総の36ページ、一番上のマルの「私立高等学校等就学支援事業費」、中でも2・3のマル新の項目であります。マル新でちょっとよくわからない面もありますので細かく伺わせていただきたいと思います。まず2のほうの私立高等学校等学び直し支援金とありますが、このマル新のこの支援金はどういう狙いで構想されたものなのかお聞かせください。

前島私学文書課長

現在その1番にありますとおり高等学校等の就学支援金ということで、私立高等学校に対しては、ことしの1年生の部分だけですが、順次スライドしていきまされども、就学支援金の上限が910万円程度に設定されまして、今までの部分から910万円という上限がつけられましたが、その分590万円未満程度の方に対しては公立学校の年間授業料の相当額の11万8,800円、プラスアルファで若干伸ばしている、2倍とか2.5倍とかにしている部分がございますけれども、そういう制度の改正がございました。それに合わせまして、学び直しというのは高校を中途退学した方が、来年度、ことしの4月1日以降にもう一度学び直したいとして高校に入学してきた場合に、その方に対して最長で24カ月、この就学支援金、1で言う就学支援金の制度の支援金を交付するというものでございます。学び直しに対する部分は今までございませんでしたので、そういったものを新たに設けたところでございます。

仁ノ平委員

これは県単ですね。

前島私学文書課長

全額国庫負担金でございます。

仁ノ平委員

私立高等学校の授業料に対し、公立学校の授業料相当額を助成するというのはどういうことなんでしょうか。

前島私学文書課長

先ほど申し上げましたとおり、私立学校の授業料は公立の学校の授業料11万8,800円よりも多うございます。平均で言うと大体38万円とかに全国平均ではなっておりません。先ほど申し上げました国の就学支援金の相当額等というのは、先ほど言ったようにその部分を国の支援金ではない部分を590万円未満程度の部分では存在しますので、「相当額等」を助成するというふうにしております。

仁ノ平委員

そうしますと、1人当たり24カ月を限度に、県立学校の授業料の約11万円を助成するんだという理解でよろしいですか。

前島私学文書課長

590万円程度から910万円程度の方はそうなります。590万円未満程度の方の世帯につきましては若干上乘せがさらにございますけれども、そういった

ものを支援してまいります。

仁ノ平委員 利用見込みはどのくらいでしょうか。

前島私学文書課長 今年度の利用見込みというのは、中途退学者とかいった者を考慮しながら、どのくらい再入学するのかということを見込んでおりますが、約50名程度だったと思いますが予算化はしております。ただ、初めてですので、最終的なものは流動的になります。ほかのところと同じように国庫負担金になりますので、逐次、その動向を見ながら、ふえてくるようであればそれをまたふやす措置を補正等で願います形になると思います。

仁ノ平委員 周知はどのように。

前島私学文書課長 周知の方は各高等学校等に文科省のパンフレット等を使いながら行ってまいる予定でございます。

仁ノ平委員 わかりました。

続いて3番なんですけど「高等学校等奨学給付金」、マル新ですがこれまでこういうたぐいの給付金はなかったでしょうかね。

前島私学文書課長 これまでこの手の給付金はありませんでした。一般的な話として国への要望事項という中で、奨学金の有利子化というか、貸与するような奨学金の制度の創設等のお話があるのかと思いますが、そこも踏まえまして、ここの部分につきましては年収250万円未満の世帯、生保世帯も含みますけれども、そういった世帯の方に対して渡し切りといいますが、給付ですのでそのままお渡しして償還していただく必要はございませんが、そういったものを当てようとするものでございます。

仁ノ平委員 限度額があって使わなかった分は返すのかなと思っていたんですが、改めてなんですが一律支給ですね。

前島私学文書課長 一律支給でございまして区分で言うと幾つかございますが、まず生活保護世帯につきましては全日制では年間で5万2,600円、それから、250万円未満程度のその他の世帯について全日制ですが、第一子の方は3万8,000円、第二子以降で23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合、いわゆるお兄さんお姉さんの大学生がいて、その下の高校生という場合には13万8,000円ですので、先ほど申しました3万8,000円から13万8,000円で渡し切りといいますが、給付をいたします。

仁ノ平委員 それで余った分返す必要がないと。これについても利用見込みを教えてください。

前島私学文書課長 受給者数の見込み、制度等の部分もございまして、約200名の積算でやっておりますけれども、これは国庫補助事業になりますので、これも年度途中での執行状況を見ながらいずれ補正等をかけていきたいと思っております。

仁ノ平委員 両方とも低所得層の学びの支援、特に私立高等学校等学び直し支援金のほうは再挑戦にも応援ということで歓迎したいと思っております。豊かな我が国の社会で

すが、統計的にも格差が広がっており、そこへの支援、特に子どもの貧困率は6分の1、世界トップクラスという現実があります。そうした中で、こうした若い世代へ応援するというのは大変貴重で、2つのマル新も大変注目しております。ぜひ適正な支給により子供たちの学びを応援してほしいと願っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(地方交付税について)

遠藤委員 総の1、地方交付税が17億円余りふえているんですが、ふえた原因についてお尋ねします。

田中財政課長 主な原因として考えられますのは、去年は国の要請に基づきまして地方公務員の給与の削減措置がございましたけれども、それが平成26年度はなくなりまして、その分が復元されたというのが一番大きい理由ではないかと考えております。

遠藤委員 当初予算ということで、地方交付税がどのくらい来るとい算出をされていると思うんですが、当初予算のときはどのように見込んでいるのでしょうか。

田中財政課長 当初の予算の段階では、一応、基準財政需要額と収入額を全部見込みまして総額を、普通交付税総額を乗せるということにしております。

(基金繰入金について)

遠藤委員 2ページの繰入金で基金の繰入金211億円余、予算上ということで今後事業を展開していく中で経費節減に心がけて、これをできるだけ取り崩さないようにという方向で進めていくと思うんですけれども、その辺の考え方についてお尋ねします。

田中財政課長 基金の繰入金が211億円ございまして、このうち財政調整基金などから財源不足に応じて崩すという分が88億円になります。その他の部分は例えば地域医療再生基金とか、そういった事業の基金から取り崩して事業を執行するというものがございまして。そして88億円の部分は経費の執行の節減ですとか、あとは税収を何とかちゃんと確保するとか、そういったことで取り崩しをできるだけ回避をしていきたいと思っております。

(自動車税コンビニ収納委託事業費について)

清水委員 総の20ページ。自動車税のコンビニの収納の委託事業費を4,000万余を計上してありますね。これは、自動車税を金融機関以外で納められ大変便利であると思うわけでございますけど、金融機関での収入とコンビニでの収入はどんな割合になっているかお尋ねします。

鷹野税務課長 平成21年から徐々にふえてまいりまして、今は大体40%ほどがコンビニで収納しております。

清水委員 コンビニが非常にふえていることは結果的にはいいこともあるかもしれませんが、具体的にコンビニは1件当たりどのくらい手数料が入りますか。

鷹野税務課長 いつも入札等で行っていますのでここで幾らというわけではないですけど、おむね60円弱くらいというふうに御理解いただければと思っています。

清水委員 コンビニで収納するようになってから、大体どの程度納付率が上がっているのか。

鷹野税務課長 まずコンビニ収納で一番効果が出るのは納期内納付というふうを考えておりました。納期内納付率が平成 21 年には 71% だったものが、平成 25 年で 76.7% ということで 5 ポイント強、6 ポイント弱くらいふえていますんで、そういった意味では非常に効果があるというふうに思っています。委員からも御指摘いただいたように、金融機関ですとどうしても 3 時、郵便局でも 4 時で収納がとまってしまうんですが、「あ、忘れてた」という方が仕事帰り等でも振り込みをいただけますんで、そういった意味では非常に効果があると考えております。

清水委員 費用対効果ということであれば委託料を支払っても効果が上がるという解釈でよろしいですか。

鷹野税務課長 最終的には納めていただけないような方については、県の職員が滞納整理とかをしていかなければならない、これは事実ですが、やはり県民サービスの向上、それから、納期内での収納することがふえることによって県の資金繰り等が当然よくなってきますので、そういった意味では効果があると考えております。

(県民情報センター運営費について)

清水委員 総の 33 ページ。県民情報センター運営費の中のマル新の 2 でございますけど、校外学習受け入れの窓口の運営等の 207 万 8,000 円の件でございますけれども、具体的にはどのような事業でしょうか。

前島私学文書課長 この校外学習受入窓口の運営費等でございますが、結論から申し上げますと非常勤職員 1 名になります。その人件費と記念品代等ということになります。防災新館ができて防災新館に対する県民の関心というのが高うございまして、それに対応するために私学文書課で県庁の本館の窓口とか、県民情報センターを所管して、私学文書課の職員としておりますので、ここに 1 名増員をしまして県民情報センターの利活用を図る目的で、校外学習の小中学生を中心とした対応のためにここに経費を計上したところでございます。

清水委員 非常に重要なことではないかなと思うわけでございますけど、具体的に今まで本当にこのような対応があったということがあったらお願いします。

前島私学文書課長 小学校の教育課程ないし中学校の教育課程の中で、やはり県の仕事とか、県庁での仕事の細かいところとか、そういうところを学ぶ機会がございまして、主に小学校の中学年程度の方等が今でも県庁に来て、説明等はそれぞれの課で対応していただいたりしておりますけれども、県庁であったり、議事堂であったり、警察本部であったりという見学希望の方に対して対応をしている状況でございます。

(防災新館整備等事業費について)

臼井委員 管財課長に尋ねますが、防災新館のインフォメーションというか、いろんなクレーンありませんか。

中澤管財課長 9 月 28 日にオープンいたしまして、オープン当初いろんな方々にお見えになったりしていただいた中で、やはり甲府の市役所もそうだったんですけども、さまざまな使い勝手、それから、インフォメーション等がわかりづらいという声

がございましたので、そういう声を受けますたびに私どもの方で対応できることは、今それぞれその都度対応しているところでございます。

臼井委員 予算に、5億3,100万円余の事業費が計上されておられるけれども、この内訳を教えてください。

中澤管財課長 これは割賦払いをPFI事業でやっておりますので建設費の割賦の部分がございまして、その割賦部分の支払いが平成26年度は2億3,000万円ほどございます。それ以外に維持管理とか運用の方でかかるお金が2億9,000万円ほどございます。これがさまざまな維持・修繕をやったり、それから、駐車場業務をやったりとか、そういうことをやっている業務のお金がここで全部入っております。

臼井委員 PFIでやっていて2億3,000万円がその割賦返済だと、あとの2億9,000万円は修繕だとかメンテナンスで、年間でこんなにかかるの、具体的に。

中澤管財課長 これはPFI事業で防災新館を始めるときに、業者からの入札提案等で全体の額で数字も出ておりました、この中で施設整備部分については一時払いと、それから、残りを割賦するという事で割賦分が34億円とかですね、それから、維持管理の方がそれぞれ毎年半期ごとで上半期9,000万円、下半期9,000万円、1億8,000万円、運営費の方で大体6,800万円ぐらい、それから、その他そこにいる事務局の人件費等でやはり3,000万円ほどという形で、これは提案を受けましてこういう形で数字ができております。

臼井委員 PFIという制度はインシャルコストをかけずにいろんな事業展開ができるということのメリットでこういう制度があるんだと思うんだけど、本当にトータルで言ってメリットがあるのかどうなのかということは、例えば県立中央病院の駐車場も同じパターンでやっているんですよね。それ以外にもどこかあるかもしれないけれども、本当にこの制度が県にとってメリットが大きい制度であるか否かということは十分検証しないといけないと思うんですよね。あえて私は今この5億3,100万円余の内訳をお尋ねしたんだけど、今の中澤課長の答弁ではほとんど内訳がわからない。私にはだよ、ほかの人はわかったか知らないけれども、今の答弁では内訳がほとんどわからない。そういう意味で、詳しくぜひ、ここではなかなか時間もかかりましようからこの場では結構ですけども、この5億3,100万円余のこの予算の中身、これを建築時に、私はですよ、議論を整理したという思いは全くないので、中にはこの総務委員会で議論した人もいるかもしれないけど、私は全くないので、ぜひこれをいろいろと中身について資料として、委員長にお願いしたいのは提出していただいて、またそういうものを見ながらまた次の段階でまた質問していくことにしたいと思うんですが、細かなことで悪いけれども、先ほどインフォメーション等についてクレームありませんかと言いましたけれども、あのエレベーターへ乗って、行くときはこれは2階で乗るんだからいいんだけど、帰りについつい1階を押してしまうと下り過ぎだと。それで私は管財課に一般の出入り口は2階だよぐらいなことをわかるように表示しといたらどうだと、今してありますか、エレベーターに。

中澤管財課長 臼井委員に御指摘いただきまして、早速エレベーターの方には2階のところには本館側の出入り口ということを、エレベーターのボタンのところに表示をさせていただきます。

白井委員

きのうも乗ったけど、ちっちゃいんだね。目につかなかった。あれ私が提案した人間だからちょっと気にしていたんだけど、目につかなかったよ。きょうも場合によったら見てみるけど、どちらにしましてもね、県がどのくらい設計時や建築時に関与したか知らないけれども、その場に行かなければ何課がどこにあるかも一切わからない、防災新館はね。普通は何課です、何課ですみたいなものが突き出たような看板みたいなもので表示してあるものも多い。いろんな意味で大変不親切な建物だと私は言い続けてきたんだ。時に二、三回細かな指摘もしたけれども、いまだ課の表示やセクションの表示については改善されてない。その部屋の前に行かなければわからないんだからね、そういう意味です、きのうも教育委員会行きましたがともかくわからないわ。そして何号室は右へ曲がれ、何号室行かれるよ、何号室、そういうのをみんなお客に親切なものがあるけど、あの防災新館というのは全くそういう意味では不親切きわまりない。会議室もあったりするし、一般の方々も大勢見えるんでしょうし、1階に行かしたほうがジュエリーミュージアムに行ってもらえる、行っていただくことは我々もありがたいとは思いますが、どちらにしても遊びで来る人は少ないんで目的を持ってくるんだから、目的を持って来た人に丁寧に親切にやってあげるといことは、これはもうしっかり考えなければいけないということを強く思いますので、こんなことをこの尊い委員会で細かいことを余り言いたくないけれども、きのうも目につかなかったらちょっとそんなことも触れましたけれども、ぜひね、インフォメーションについてはしっかりとした改善を考えてください。これは大切なことだ。

(消防振興費について)

消防防災課とかあるいは消防保安室とかの予算を見ておったんだけど、消防協会の補助金というのはあるんですか、ないんですか。

山下消防保安室長 消防振興費の2,170万円余の中の1の消防活動の普及・啓発の部分でございますが、こちらの中に消防団員の資質向上等事業費補助金ということで山梨県消防協会への補助金がございます。

白井委員

室長はあんまりまたいろいろ言われたくないんで消防団という言葉を使わなかったわけだな。そうでしょう、そう思うよ。本来、あえて言うべきことだよ、この消防協会に関することについてはね。今もって不思議なのは1億円余のお金が使途不明金だと言われながら立件されたのは270万円、厳しい捜査当局においてもそれだけの立件しかかなわなかったということはどこに問題があるのか、これはもう捜査は終わったんですから、物すごい不思議な事件なんですね。そこで、この2,300万何がしの消防団の普及・啓発だとかということはありますけれども、いわゆる消防協会という団体に充てた補助金というのは具体的に幾らですか。

山下消防保安室長 今、申し上げましたが、消防団員資質向上等事業費補助金ということでございまして690万円余、こちらが山梨県消防協会に対する補助金でございます。

白井委員

690万円ほどの、しかもあれだけの問題になったところで、あえて言いたくないという気持ちはわからないわけじゃないけれども、それをしっかり言わなきゃだめだ。あれだけの巨額の不明金がありながら、ともかく2,000万円を日本消防協会からお借りをして、そして当面の返済やなんかのクリアはできたという話は聞いていますが、ともかくこの巨額、しかもこれが市町村がおのこの団員の数が何かで、負担をしたものであっていわば公金ですよ、市町村の税金ですね。

こういったものがこういう状態になっていて、いまだ全容解明には全く至っていない、ほんのわずかな解明しか至っていない、こういうことでいいんですか。それを聞きたいわけだ。一切我々に報告もないし、予算説明でもそのまま消防協会の固有名詞も挙げずにそのまますっとならうみたいなの、ちょっとずるいなと思ったけれども、今後の解決はどうなるんですか。

山下消防保安室長 山梨県消防協会におきましては、やはり現在民事におきまして損害賠償請求訴訟の方を行っております。一方で刑事事件のほうが刑事訴訟、刑事裁判のほうも進行をしております、この過程の中で元会計担当職員が私的流用、私的着服を認めたと、あるような事実が出てきております。ですから、刑事事件におけるこういう新たな立件と申しますか、証拠・状況というものが民事、損害賠償請求のほうにも当然影響してくる、はね返ってくるというように考えております。ですから、民事の訴訟に全力を傾注いたしまして損害賠償請求、1億400万円でございますが、これの回収に努めてまいるといってございまして。

臼井委員

くどいようですが、刑事事件はもう終わっているわけだよね。ただの270万何がしが立件されて終わったと、終わったという判断にしていっていいんでしょう、刑事事件は、今、公判中だから。もう刑事事件は終わったということだ、一応はね。そうすると、この1億何がしのうちの1億円以上がいまだ不明という状況にある。270万円使い込んだという事実は刑事事件で判明したと、それ以外はまだ判明してない。そういう中で、今、室長の答弁のように民事によって回収に努めるという話だけど、一般的・常識的に言ったら警察が相当の捜査権を持ってあの長い間やったにもかかわらず、判明は本の何%にも満たないような状況に終わっているということを考えると、民事も相当厳しい裁判に、結論は相当厳しいものになっていくのかなと思うんですけれども、ただ、私がかんないのは民事訴訟の結論が出るまでのうちには、また返済しなければならないとか、何とかしなければならぬ、お金を工面しなければならぬ、いろんな問題が生じてくるのかなと私は思うんですよ。

そういう意味で、この問題を少なくとも市町村の皆様の税金で出された1億何がしの大切なお金ですから、やっぱりこれはいろんな意味で明らかにしていく、どういう過程をたどってこういうふうにしていくんだ。今、民事裁判によってあれだけでも、現状はこうである、あるいは、将来我々こういう考えを持っていると、あるいは、どうしても民事訴訟で相当額のお金が回収できなければ、その場合はどうなるのか、どうするのかと、誰がこれを負うのかと、いろんなことを私は少なくとも関心がすごく強いわけです。そういう意味で何らかの機会に、別にきょうこの場でと言っているんじゃないんですよ、何らかの機会にそういうこともまたいろいろと明らかにしていただかないと、公金ですから、決して県税ではないかもしれんけれども、私は甲府市民だけど、甲府市民の税金も相当額が拠出されているということですから、そういう意味でいやが上にも関心を持つわけですが、そんなことについて最後に、どんなふうな方向になるのか、どんなものが終了していくのか、今あなたたちがお考えの何か、今、現在明らかにできる、民事裁判が過程でありますから何も言えませんが、これはあり得ない話です、民事裁判ですからね。実際、刑事事件の係争中とか何とかであれば別ですけど。

あんまり弁護士の先生のいる前で余り、私がかんないのに言うのもおかしいけど、ともかく曖昧過ぎてこんなことでこのまま、ここに日々何か結論が全く何もわからないまま、このまま進んでいくことが果たして公の、何ていうんですか、姿勢として、あるいは、手法としていいのかな。これを感じない人は真

剣に考えたらいないと思うんだけど、また山梨県にもこんな事件は希有な事件ですよ。いろんな負債をでかくこしらえて大変な処理を、今、幾つもしているけれども、こういった使途不明金なんていうのは、億の金だなんていうのは本当にひどい話ですから、そんな点ですね、今、将来に向けてのこんなふうな方針だとか、こんなふうな方向ではないかとか、最悪の場合、こういう処理が求められるとか、何か、私がせっかく質問しているんですから、今、答えられる範囲で答えてほしいなと思います。

山下消防保安室長 現在、民事訴訟におきましては弁論準備手続が続行されております。刑事裁判におきましては証人尋問が1回が始まっている、始まったばかりという状況でございます。先ほども申し上げたわけですが、従前、全面否認をしておりました元会計担当職員が、一部ではございますが私的流用、あるいは横領の事実を認めたという突破口も出てきております。ですから、こういった事実が刑事訴訟の中で明らかになってくるものを受けまして、私ども消防協会とすればやはり責任ある者たちからですね、この約1億円の損害、損害賠償をとにかく勝訴と申しましょか、確保していく、こういう取り組みをとにかく努力をして努めていくということでございます。裁判等の経過・状況等につきましてはですね、当然、協会内部の評議員会等は当然といたしまして、また必要なところには当然経過等もしっかり説明してまいりたいというふうに思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第44号 平成26年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第45号 平成26年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第46号 平成26年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第50号 平成26年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑

遠藤委員 借りかえに関してですが、たくさんの起債があると思うんですけども、何か具体的なのがあればわかるんですが、借りかえをすることによって何%ぐらいのものが何%で借りられるのかということをお尋ねします。

田中財政課長 利率ということによろしいでしょうか。

遠藤委員 そうです。

田中財政課長 今回借りかえを行いますのが平成17年3月とか5月に借り入れたものでございますが、その当時の利率が1.3%もしくは1.5%ぐらいとなっております。これから借換債につきましては借り入れを行いますけれども、そのときの金利情勢にもよりますが、最近の情勢でいきますともう1%を切っておりまして、0.7とか8とか、そのぐらいになると思います。

遠藤委員 この借換債は、民間金融機関という説明だったと思いますが、左側の地方債の中で9%以内ということがあるんですけども、そういう高い金利のものも、今、県債の中にはあるんでしょうか。

田中財政課長 基本的にそこまで高い金利のものはございませんで、議決をいただくときに毎回この9%ということで提示をさせていただいておりますので、それを踏襲しているということでございます。

遠藤委員 そうですね、平成のどのぐらいの古いのが残っているかわからないんですが、例えば平成7年、8年ぐらいのもので3%、4%ぐらいのものが今あるのかどうかお伺いいたします。

田中財政課長 恐らくですけども、民間金融機関から借りたものにつきましては、その10年以上前のものというのはほとんどないと思います。昔、政府系の金融機関から借りて非常に高い金利のものは大体借りかえをしていますので、ほぼそういった高い金利というものはないと思います。

第6号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第27号 山梨県行政財産使用料条例及び山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第61号 特定事業に係る変更契約締結の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第62号 公立大学法人山梨県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第25-10号 地方財政の充実・強化を図ることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(雪害の対応について)

早川副委員長 今回の雪害に関しては知事・総務部長はじめ防災危機管理課の大変な御尽力があったというのは認識をしておるところですが、今回はその検証をする意味で質問させていただきます。本会議で県民の不安を解消する意味では情報の発信が不足していた点について総務部長が謝罪をされたわけですが、この情報発信ができなかった理由は何なのかですね。県庁のホームページの防災ポータルサイトも更新ができていなかった。また、私含めて何人かの県民が14・15日と防災危機管理課に電話した際に忙殺の様子であったと思います。個人的には人員に問題があったと感じているところです。こういったことから、当初は防災危機管理課が中心となって県庁内の調整とか情報収集、情報発信を行っていたと思いますが、人員の関係でも早く災害対策本部を立ち上げることで、他部署からの応援とか、応援人員があってもう少し対応ができたのではないかと思うんですね。むしろ応援体制が必要だったのではないかと思うんですが、その点に関してまず伺います。

前沢防災危機管理課長

ポータルサイトの更新の関係でございますが、15日の11時に更新した後、16日の10時になってしまったということで、これにつきましては救助事案等を優先していたこと、それから、いろんな情報が来て確認をしていたと。さらにこういった情報を出すのかというルールが明確に定まっていなかったということがございまして、今回の対応につきましてはいずれにしてもよく検証して、こういった情報を出すのか、方法があるかというのを検討を進めたいというふうに考えております。

早川副委員長

人員が不足しているのか、どの情報を出したらいいのか、こういう部分が問題だと思うんですけど、いずれにしても重要な点は緊急の災害時の人員の体制だと感じているところです。大雪警報が出た後すぐの幹部の方とか職員の方々の招集体制に問題はあったか、なかったか。一部の報道によれば大雪で県民が混乱して15日の土曜日に幹部の方は16人中3人の方の登庁ですね。職員のほうは3、

000人の職員のうち80人が対応している。この体制では人員に問題があったと思う。もちろん自宅から出てこようと思っても出られない職員の方もいたと思うんですけど、厳しい県民の方からの意見を聞くとはですね、どこかで土日だからとか、また、人員の招集に対して、これは間違いかもしれないけれども、他部署、他の課に遠慮があったのではないかと、そう感じるところがあるんですね。

そこで地震のときの緊急体制はあると認識しているんですが、今回は想定外の雪害だったんですね。今回見直すといってここに山梨県の地域防災計画があるんですけど、現状を見ると農業と道路の部分で1ページずつのみなんですね。この見直しなんですけど、雪害時の人員体制をしっかりと示したり、雪害対策の内容を見直すべきだと思うんですが、また、それがちょっと難しいのであれば、本県でしっかりとっている、例えば地震や火山の防災計画しっかりとっていると思うんですね。そういったところからの臨機応変の運用も考えられるのではないかなと思うんですが、その点についてお聞かせください。

前沢防災危機管理課長

今回大雪災害ということで委員も御指摘のとおり、地域防災計画には農業被害の関係しか書かれてないという状況がございます。いずれにしても、今回、大雪ということでこのたびの対応をよく検証いたしまして、地域防災計画については抜本的に見直していくと、こういうことになろうというふうに考えております。

早川副委員長

ここにですね、余り参考になるかどうかかわかんないですけども、雪の少ない島根県松江市の防災計画があるんですが、ここは雪が少ないんですけど、市民の雪害に対する意識が低いので、あえて細かく10ページ超に及ぶ雪害に対する計画を割いているので、こういった部分を参考にさせていただければと思います。そこで、検証して対外的なことも含めて全体的に防災計画を見直していただくのと、今度は一方ですね、内側の県庁の職員の方々の体制についてなんですけど、もちろん検証していただくと思うんですが、ここに県庁の職員の人たちのハンドブックがあって、ここが平成22年7月に全員に配られ、その後はホームページで皆さんに徹底していく、その辺もなかなか徹底し切れていなかったんじゃないかなと私は思うんですね。その辺も含めて今回の反省を受けて、山梨県の地域防災計画と一緒に職員の方の防災マニュアルの見直しをぜひ行っていただければと思うんですが、その点についてお伺いします。

前沢防災危機管理課長

お示しのマニュアルでございますけれども、過去3年ごとぐらいには全職員に配っていたところがございます。庁内の職員ポータルの中へ載せて、私どもとすれば周知が図られていると考えております。中につきましては、今回想定しなかったというか、未曾有の大雪ということで、それを踏まえまして見直すべき点は見直して周知を図ってまいりたいと考えています。

早川副委員長

対策本部とか災害が起きたときの実際の行動の中で非常に難しい点があるんですけど、もしできたら、自衛隊のですね、運用の専門部隊やなんかにも見ていただく等、そういったことも1つのアイデアなんかじゃないかなとは思っています。

最後になりますけど、きのうも広聴広報課に質問させていただいたんですが、SNSの活用について伺います。今回の雪害で、私、本当に非常に感じたんですが、本県のSNS、つまりフェイスブックとかツイッターに関する活用がおくれていると感じています。現状は観光部には専門のツイッター、フェイスブックがあるんですけど、今回、防災に関しては公的なツイッターのリンクだったり、大

切な防災専門のフェイスブックやツイッターがないというのは非常に問題だと思っています。実際、今回、災害のときに古屋防災大臣と知事との電話会議のときにも、大臣からは情報に関してはSNSを活用してほしいという要請もされていると思うんですね。

私は特に災害時のときはリアルタイムの情報発信や収集についてはツイッターが有効だと思っています。ツイッターは誰でも、ちょっとアレルギーがあると思うんですけど、始めれば簡単にできますし、スピーディーでなおかつ写真も送れるので、現場に行けないときや何かはその近くにいる人たちに簡単に写真を送れるのでこれはほんとうに有効だと思います。例えば今回の本当の大雪のときに長野県の佐久市の市長は、雪が降る段階から自分で市民にツイッターを呼びかけですね、職員からの情報だけじゃなくて、市民からのリアルタイムの写真や情報を収集して自衛隊を素早く送っていますね。また、これについては市長が市民からの要請に対して全て対応して市民からの不安感を解消したんですね。そのほか国交省のツイッターも実際このときに有効活用されていました。本県でこういった事象のときに、自治体にSNSからの雪害情報がなかったのも、個人的に知事とか幹部の方自身が同じことをすべきだと思わないんですけど、きのうも言ったんですけど、東京都は専用のSNSをやっているんで、今回の災害を受けて本県でも専用のSNSのちゃんをつくって、しかも担当者も決めてすべきだと思うんですけど、その点についてぜひ検討していただきたいと思うんですけど、すべきだと思うんですが最後に伺います。

前沢防災危機管理課長

情報発信ということで、SNSの活用と、ツイッターあるいはフェイスブックということがございます。先行事例は、東京都等もございますので、広聴広報課とも相談に乗っていただきながらやるような方向で進めてまいりたいというふうに考えています。

早川副委員長

ぜひ私たちもいろいろ勉強する点多いんですけど、ぜひよろしく願います。

(県庁舎等の電力の購入について)

県が全体的に県関連の施設で使う電力の購入について質問したいと思います。先日、本会議の一般質問でも、電力の購入については国でも自由化を目指している中で、東電だけじゃなくていわゆる新電力、PPSから購入した方が経費削減につながるという観点で質問したんですが、総務部長からは「現在検討しており、できるだけ早期に方向性を決定する」と答弁をいただいたと思います。その内容の中で「削減効果については他県の例を参考に本県では6%程度の効果が見込める」と答弁いただいているわけですが、実際、本年度の平成24年度決算の決算特別算委員会のときに調べたところ、県全体の電気料はおおむね6億円かかっています。これは東電の値上げもあって今年度はもっとかかっていると思うんですね。ですから、それに6%を掛けると新電力を購入すれば3,000万円を超える効果が実際あると思うんですね。こういう事象がある中で、導入に向けて実際もっと具体的な検証はしていると思うので、本会議では聞けなかったもう少し詳しく、どういうふうな検証とか検討をしているのか、お答えできればいただきたいと思います。お願いします。

中澤管財課長

東京電力や新電力の業者のほうから協力をいただきまして、県有施設の毎月の電力使用量とか使用形態などのデータ分析、それから、どのくらい削減できる経

費があるのかなどの検証というのを行いましたし、それから、他県の入札方法を参考に課題の整理ということも行っているところでございます。

早川副委員長

そこまで検証とか検討が進んでいるのであればですね、なぜ導入に踏み切らないか。都道府県で見ても七、八割は、もう9割近くが導入していると思うんで、一般質問で言ったと思うんですが、もうスケジュールは出てきていると思うんですけど、新年度からぜひやっていただきたいし、条例もいろいろ改正があったと思うんですが、4月からは消費税が8%に上がる。これを受けて各電力会社も値上げをするという方針を出していますね、ちゅうちょしている暇はないと思うんですね。実際に入札を行うのであれば、この規模だと一般競争入札で二、三カ月かかると思うんですね。そう考えれば電力がピークになる夏を目指すのであれば、4月に実際に入札を始めるべきだと思うんですね。そのためにはもう方針をある程度決めてぜひスタートしていただきたい。もう準備をして実はそういうスケジュールを立てていると思うんですけど、ぜひ前向きにですね、これやらないと本県おくれてしまうので、現在の方針、スケジュールをですね、前向きな答弁をぜひお願いします。

中澤管財課長

委員御指摘のスケジュールというのは恐らく今これが考えられる最短の、一番短いものかとは思いますが。ただ、一方で入札をやる場合であればこの仕様書の中身とか、契約の形態とか、支払いの方法などの課題というのがございます。管財課としましてはこれらの課題をきちんと整理して、クリアしてこれが可能となるのであれば鋭意取り組みを進めて頑張っていきたいというふうに考えております。

(大雪被害対策の検証について)

杉山委員

先ほど早川委員の方から雪害の後の対応についての質問がありましたけれども、今回の大雪は、まさしく想定外ということで、県民一人一人から地域あるいは市町村、県あるいは国まで含めてですね、いろんな意味で教訓といたしますか、そういうのを含めてこれから検証していくという必要は当然あると思います。そういう中で、先ほどお話しが出ていましたけど、情報が遅いだとか、人が遅かったとか、本部の立ち上げが遅かったとかいう批判をするのは簡単だと思うんですが、私はその全ての検証が終わった後に必要と思っています。例えば情報に関してもああいうときに正確な情報をいかに的確に出すかという、当然そういう責任もあるわけですね、公共の立場というのは。そういう意味では確認も必要だろうし、タイムラグが当然あるわけです。そういうものを含めてですね、今の人員に関しても出てこいと言っても二次災害だってあるわけですよ。そういうことも含めればいろんな意味で今すぐ批判するということにはならないと思うんですが、そういう意味で最終的な検証がいつごろには出そうと考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

前沢防災危機管理課長

今のスケジュール感で申し上げれば、人事異動等もございますので、なるべく今月じゅうには対応について、それぞれ個々の方々に書いていただいてまとめるような形で考えています。

杉山委員

それは県の立場で検証した最初の検証という形になるわけですが、当然、県民一人一人あるいは市町村も含めて、国はまた国の話になるんでしょうけれども、少なくとも県民一人一人から始まってやっぱり市町村、地域コミュニティとか含めた山梨県の中の検証をトータル的にやる必要があるんだろうと思います。そう

という意味ではぜひ、また冬も迎えるわけですから、しっかりとした検証をぜひお願いしたいと思います。

(雪害対応の検証について)

仁ノ平委員

今回の雪の害に対していろいろ検証をしていくとのことであります。また、既に会議も開かれたと聞いておりますが、どのような点を検証していくのか、柱立てはできているのか、もうそのようなものは決まっている必要があるかと思うんですが教えてください。

前沢防災危機管理課長

今回の災害対応ということで、初動のあり方でありますとか、あるいはボランティアへの対応でありますとか6項目に切り分けをして、かつ、豪雪対策連絡会議を立ち上げましたので、時系列的にも追いながら、それぞれよかった点、それから、課題とした点等について検証していくということにしております。

仁ノ平委員

ただいま初動とボランティアへの対応等を話されましたが、ちょっとよく聞こえなかったんですが、6項目挙げてある全ての項目をお話してください。

前沢防災危機管理課長

6項目ですけれども、職員の参集・初動体制、それから、今回、豪雪対策連絡会議・災害対策本部による応急対策、これが2点目です。3番目が県民への情報発信及び相談対応、4番目ですけれども、関係機関との連携・要請に関する事項、それから、防災ボランティアの受け入れ・活用に関する事項、これが5番目でございます。その他、それ以外に対応する事項については、自由に書いていただくということで進めております。

仁ノ平委員

今伺ったばかりなのでこの6項目が適切かどうかちょっと判断は留保しますが、その上で私がこういう点を、今、現在でお話したいということを経つか伺いたいと思います。まず1つ目はボランティアの受け入れについてであります。本会議場で総務部長からボランティアの受け入れに関してはルールどおり県社協、市町村社協などがルールどおり行った。ただし受け入れに課題もあったとの御答弁がありました。現時点で認識されている課題とは何でありましょうか。

前沢防災危機管理課長

ボランティアにつきましては、地域防災計画の中で書いてあるとおり、県社会福祉協議会が中心になって各市町村で立ち上げていただき、受け入れのところを立ち上げていただいた。今回、機材を持ってですね、重機をお持ちになって来るというボランティアもございまして、そこがうまくコーディネートできなかったということがございました。そのことが1つの課題というふうに考えています。

仁ノ平委員

そのほかの受け入れの問題については、これから検討ということで、わかりました。2点目はですね、先ほど早川委員からも指摘があった赤い冊子の職員全体に配られている行動マニュアルにもかかわるんですが、今回は初動体制ということではむしろ幹部職員の動きがいろいろと報道を含め、また本会議場でも問題・課題として指摘されているんですが、私は県職員全ての14日・15日にかかわる動きというものを、ビッグデータというような感覚でアンケート調査しておく必要があるのではないかと思います。もちろんこの最初を書いてあるように職員全員の命の安全が第1であります。しかし、まずは登庁しなさいとも書いてあ

るわけですね。地域にあっては地域のリーダーになりなさいとも書いてある。果たして、以前に職員の方の災害のときの対応を聞いたとき「これがあります、全員に配ってあります」という御答弁をいただいたことがあります。雪の場合については言及ありませんがベーシックは同じだと思うんですね。果たして個々の職員がどう動いたのか、そこに問題はあったのかないのか、幹部職員ばかりに目を奪われずに全職員のアンケート調査、必要と考えますがいかがでしょうか。

前沢防災危機管理課長

そのマニュアルにつきましては、どちらかという私どもの想定とすれば、地震を想定しながら書いてございます。とりあえず当面ですね、今の私の感覚とすれば必要ないんじゃないかと思っていますけれども、個々の検証、今それぞれ参加していただいた方々に豪雪連絡会議、それから、対策本部等に来ていただいた方について調査をしておりますので、その結果も踏まえながら検討するのかなと、こういうふうに思います。

仁ノ平委員

決して一人一人を袋だたきにしろとあって、あんときあなたは甲府なのに来なかったじゃないとか、都留の人が来ているのに甲府の人が来てないじゃないかと、責める材料にしろと申しているのでは全然ないんですよ。今回、郡内のほうは150センチ近い積雪ですから、ただ、職員の方の自覚を促す意味でも、あの日あなたはどうだったのと、ルールとしてはこうなっているでしょうというのがどこまでできたかなという追跡調査は、責める道具としてではなくリーダーとして必要だと私は思います。答弁は求めませんがぜひ検討課題としていただきたい。抽出でもいいと思うの、全員じゃなくて。性別、居住地、部署、出先、全ての職員からピックアップしてその日の動き、いかがでしょうか、御検討ください。

3番目、3.11以降たくさんの災害協定が民間などと結ばれたと思います。全てを私は把握していませんが、今回、必要ななかったのかもしれませんが、どのような災害協定がありどのように機能したかお聞かせください。

前沢防災危機管理課長

協定、今回につきましては各市町村からいろんな救援物資の要請がございまして、私どもの備蓄をまずは出したところでございますが、物資調達については協定しているところから調達をしております。

仁ノ平委員

そもそも災害協定ってどれくらいあるものなんですか。

前沢防災危機管理課長

平成25年12月31日現在で64の協定がございまして、中身は先ほど申し上げた物資でありますとか、看護師の派遣、あるいは障害物の除去、法律相談でありますとか、さまざまな全体に及ぶものでございます。

仁ノ平委員

それらの災害協定で特にここでの話題は食料品に限りたいと思うんですが、コンビニ、スーパー、各種生協との災害協定があるのかと思います。今回、生協は各戸への配達がそもそもできませんでしたから少しの間機能しないのは仕方ないんですが、スーパー・コンビニなど食品を扱っているところは、それらの備蓄も足りなかったように思います。生鮮食料品はしょうがないとしても、コンビニやスーパーの備蓄が足りない、もう何にもなくなってしまった。協定の見直し、何を協定するか、何を平時からお願いしておくか、災害協定の見直しも必要に思いますがいかがですか。

前沢防災危機管理課長

そういう事象が生じたことは承知してございます。協定については、当面の緊急物資についてお願いをするような形での協定を結んでおります。私どもとすれば、市町村等から要請があったものについて応じられるような形が、まずは協定の中にそういうふうなことが書いてございます。

仁ノ平委員

そのことで関連して最後になりますが、先ほど杉山委員の方から共助が進んで、それはいいものでもあったというお話がありましたが、県のほうにばかりあれはどうだったんだ、これはどうだったんだと申し上げておりますが、県民もまた今回の災害を総括する必要があるかと思えます。私が気になることはいっぱいあるんですが、各家庭の食料の備蓄が果たして3日間確保しなさいというのができていたのか、あんなに1時間も2時間もレジに並ぶ事態がなぜ発生したのか、いつも呼びかけている自助というものができていたのか、そうした見直しもまた必要だと思っております。その辺もまた落ちついたところで、今回の雪の害をみんなの財産にしていこうよ、もう一度私たちの暮らしを見直そうよという呼びかけも必要のように感じておりますが、いかがでしょうか。

前沢防災危機管理課長

先ほど申し上げましたけど、私ども地震災害ということで9月1日に防災の日がありますが、今回の予算にも9月に各家庭で備蓄等もしていただくような形で啓発パンフレットをつくっております。結果としては同じことかと思うんですけども、備蓄についてもこういったことが現にありましたので、啓発パンフレット等の中でですね、ホームページにも載せてあるんですけども、いま一度啓発等について進めてまいりたいというふうに考えています。

仁ノ平委員

ともあれ県庁として、我々県民全てが今回のことをよい教訓として、できるだけ多くの教訓を導き出して次に進みたいと、私はそう思っています。

(公共施設等総合管理計画について)

話題変えます。昨日ですね、この委員会で予算案の審議の中で知事政策局にお答えいただいたんですが、課別説明書であれば知の2ページであります、「公共施設等総合管理計画策定事業費」について質問をさせていただきました。これは県の関係公共施設、いわゆる箱物、そして箱・道路などについての計画をつくるものであります。各県内市町村はこれの市町村版をつくるのであるかどうか教えてください。

秋山市町村課長

公共施設の関係の計画でございますけれども、市町村におきましても各地方団体も全てつくるという方向で動いております。

仁ノ平委員

昨日の質問でわかったんですが、2年間のうちにつくりなさいという総務省からの指示のようですが、市町村も同じですか。

秋山市町村課長

2年間のうちにできるだけ早期にというふうに考えております。

仁ノ平委員

この計画を県は県でつくる。何十年の計画になるかわからないけれども、公共施設などを見直して、ある場合は統合する、ある場合は廃止する、ある場合は長寿命化を図るといふ大変なことをこれからはやっつけていかなきゃいけないわけですが、市町村もそれぞれにこの計画をつくる。私はそれぞれがばらばらにこの計画

をつくって、それぞれがやってしまうとバランスが悪いようなことが県全体で進むのではないかという危惧もしています。そして県におかれましては県全体の公共施設の配置に配慮されないから、市町村へのアドバイスあるいは調整作業、そういうのが県のやるべき仕事と考えますが所見を伺います。

秋山市町村課長 県と市町村の関係というのは御案内のとおり対等、協力の関係でございます。市町村の施策を尊重する中で県としましては連携・協調をしていくべきだというふうに考えております。本県の場合、合併が進んでいく中でまず市町村の行政区域が拡大しているという点がございます。その中で、今、現在それぞれの施設があるという中で重複しているという現状もある。その中で財政負担になっているという現状がございます。まず市町村においてですね、みずから市町村において公共施設の必要性といったものを検証いたしまして、今後老朽化等がございませうが廃止するのか、統合するのかという点も含めてまず市町村の中で検討していく。その中で市町村議会あるいは住民の方とのコンセンサスを得ながら進めていただくのが、まず第一義だというふうに考えております。その際、私どもとしましては必要な助言等を進めていきたいというふうに考えております。

(地域防災計画の見直しについて)

遠藤委員 今回の雪害において防災計画を見直すということのようですが、今回の検証を3月中に行うということでありました。これは可及的速やかにということなんですが、今も仁ノ平委員の公共施設等管理計画みたいなものも県がまず決めて、その後、また市町村も変えていかなきゃならないということで、早急にこの計画を見直して行く必要があると思いますが、今後この計画を推進していく上でどういうふうな考え方であるのか、防災計画の見直しについてお伺いしたいと思います。

前沢防災危機管理課長

防災計画の見直しですけれども、いずれにしても今回の雪害がございましたので抜本的な、その雪害の部分については防災計画を見直ししていく、抜本的に見直しをしていかなきゃならないというふうに考えています。早急ということでございますけれども、いずれにしても検証した上でどういうふうな書き込みをするのか、今、地震編と火山編というのがあるんでございますけれども、どこまでの記載にするのか等については、少しお時間をいただいた中で進めてまいりたいというふうに考えています。

遠藤委員

防災計画の見直しは雪害の部分だけを変えるというふうな話でありました。先ほど来の答弁を聞いておりますとルールが不明確だから初動がおくれたとかございましたけれども、想定をしなかったから想定外だということで、記されていない災害に関してどういうことができるのかということも含めなければならないのではないかと。今後どういうことが起こるかわからないわけで、昆虫の大量発生だとか、宇宙から何か飛来してくるとか、何が起こるかわからないということ、その時々に変えていけば大変な作業になってしまうし、細かいこと書いていけば1,000ページでも2,000ページにもなってしまうということで、その記されていないことに対応するマニュアルも、盛り込んでおく必要があるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

前沢防災危機管理課長

いずれにしても今回雪害ということでございましたけれども、今回の災害の対応についてしっかり検証いたしまして、当然、共通的なもの、地震災害あるいは

風水害など、よりの確にできるように、いわゆる災害対策本部の運営、それから、関係機関とのあり方等についても検討した上で、地域防災計画に反映してまいりたいと思っています。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 本委員会が1月29日に実施した継続審査案件に係る県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 飯島 修